

(公 印 省 略)
障第 3 0 5 9 1 - 1 号
令和 7 年 6 月 2 0 日

各 社 会 福 祉 法 人
精 神 障 害 関 係 医 療 法 人
社会福祉施設整備事業実施予定者 } 様

群馬県健康福祉部福祉局障害政策課長 島方 紀行

令和 8 年度障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助事業等の要望調査について（通知）

平素より、本県の障害福祉施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

県では今般、標記調査を実施することとなりました。つきましては、各法人等において障害者関係の施設整備事業の実施予定があり、国庫補助金の活用を要望する場合は、別添「令和 8 年度障害関係社会福祉施設等施設整備事業の要望調査について」等を御参照の上、期日までに調査票等を所定の提出先あてに御提出いただきますようお願いいたします。

また、正式な協議（ヒアリング等）については、必要に応じて別途実施いたしますが、日程等については、該当する法人等へ個別に御連絡いたします。

なお、国・県ともに財源が限られていることから、地域のニーズ等を総合的に勘案し、全ての要望には応じられない可能性があることを申し添えます。

記

1 提出書類

- ・施設整備内容調査票及び添付書類（別添「提出書類一覧」のとおり）

2 届出期限

令和 7 年 7 月 1 8 日（金）必着

※ 提出期限以降は受付ませんので、ご留意ください。

3 提出方法

「提出書類一覧」に記載のある書類を下記の提出先へ、**郵送及び電子データの両方**で提出してください。

(1) 郵送提出先

〒371-8570
群馬県前橋市大手町 1 丁目 1 番 1 号
群馬県 健康福祉部 障害政策課 ○○係

※ 下記各担当宛にお送りください。

【障害者（入所・通所）関係】 施設利用支援係

【障害者（共同生活援助）関係】 地域生活支援係

※ 封筒に「社会福祉施設等施設整備費補助事業 要望調査票在中」と朱書きで記載してください。

(2) メール提出先

指定アドレス (shougai-todokede@pref.gunma.lg.jp) あて、メールにて送付してください。

※提出時のメール件名は「令和8年度社福整備費要望調査票提出【法人名】」としてください

※郵送及び指定アドレス以外へのメールでの提出は受けませんので、御留意ください。

4 届出の際の留意事項

- ・ 障害児福祉施設等の整備に係る補助は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」による取扱いとなっており、今回要望調査の対象ではありません。
- ・ 提出書類の作成にあたっては、国の通知の他、各交付要綱等を御確認ください。

(事務担当)

群馬県健康福祉部障害政策課

施設利用支援係：027-226-2632

(障害者（入所・通所）)

地域生活支援係：027-226-2638

(障害者（共同生活援助）)

令和 8 年度障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助事業等の要望調査について

1. 本要望調査の対象事業概要

※中核市内に整備するものは本調査の対象外

施設種別	整備区分	対象事業者	補助率
障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービス事業所	創設 改築 大規模修繕 増築	社会福祉法人 医療法人 公益法人 NPO法人 営利法人	3 / 4 うち国 1 / 2 県 1 / 4
障害者総合支援法に基づく 障害者支援施設	改築 大規模修繕	社会福祉法人	

2. 整備区分等（令和 7 年度の場合） ※変更が生じる場合があります。

※現時点では令和 8 年度の国庫補助基準額が示されていないので、令和 7 年度のものを用いて便宜的に参照してください。（補助基準額は「令和 7 年度基準額一覧」の単価を参照）

（1）創設

- ・整備内容 新たに事業所（入所施設を除く）を新築する整備事業。
- ・対象経費(A) 工事費又は工事請負費、及び、工事事務費（工事費等の 2.6 % が上限）
- ・補助率(B) 対象経費×3 / 4（国 1 / 2、県 1 / 4）
- ・補助基準(C) 別表 3-1 及び別表 3-2 参照
- ・補助額 対象経費(A)×補助率(B)と補助基準額(C)の低い方の額

※整備後の新規事業所が障害福祉サービス事業を提供するためには、整備後に当課から事業者指定を受ける必要があるため、整備事業計画段階において、関係通知等により設備基準等をよく確認の上、要望してください。

（2）改築（一部改築、移転改築を含む）

- ・整備内容 既存社会福祉施設の改築を行う整備事業。
- ・対象経費(A) 工事費又は工事請負費、及び、工事事務費（工事費等の 2.6 % が上限）
- ・補助率(B) 対象経費×3 / 4（国 1 / 2、県 1 / 4）
- ・補助基準(C) 別表 3-1 及び別表 3-2 参照
- ・補助額 対象経費(A)×補助率(B)と補助基準額(C)の低い方の額

（3）大規模修繕等

- ・整備内容
老朽化した社会福祉施設の大規模な改修や入所者等のニーズに合わせた大規模な改修を行う整備事業のうち、以下の全てを満たすもの。
① 10 年程度を経過した建物。
② 総事業費が、施設の延床面積×4, 000 円以上。
③ 総事業費が、入所 10, 000 千円、通所 5, 000 千円以上、グループホーム 300 千円以上 10, 000 千円以内
（詳細については、「大規模修繕等の取扱いについて」を参照）
- ・対象経費 工事費又は工事請負費、及び工事事務費（工事費等の 2.6 % が上限）等

- ・ 補助率 対象経費×3／4（国1／2、県1／4）
- ・ 補助基準額 国庫補助基準額なし

(4) 増築

- ・ 整備内容

既存施設の現在定員の増員を図るための整備

ただし、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」や障害者総合支援法第36条第5項等を踏まえ、障害者支援施設の増築、また、県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められる場合等の障害福祉サービス事業所等の増築については、対象としない。

- ・ 対象経費(A) 工事費又は工事請負費、及び工事事務費（工事費等の2.6％が上限）等
- ・ 補助率(B) 対象経費×3／4（国1／2、県1／4）
- ・ 補助基準(C) 別表3-1及び別表3-2参照
- ・ 補助額 対象経費(A)×補助率(B)と補助基準額(C)の低い方の額

※補助額の算定は、国庫補助金交付要綱における整備区分毎の計算式に基づき算定します。

3. 対象外の事業概要

- (1) 自己所有でない建物を整備する工事（ただし、「通所施設及びグループホームの大規模修繕」については、賃貸物件も対象）
- (2) 拡張（＝定員を増やさずに面積を増やす整備区分）
- (3) 現時点で、現在使用していない建物を、今後、指定等を受けて事業を行うために整備する改修等工事

4. 留意事項

- (1) 今回の要望の取扱いについて

昨今、国・県ともに財政が厳しい状況が続いていますので、補助事業として採択できるとは限りません。採択されない場合も想定しておいてください。

- (2) 障害者支援施設の改築・移転改築について

障害者支援施設の改築、移転改築（創設）にあたっては、国から以下の考え方が示されています。

【国の考え方】

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本としている。また、地域移行・地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し（数割以上の削減の検討）し、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、グループホームの創設やショートステイの整備と一体的に整備するなど、中長期的な視点が求められる。

以上のことから障害者支援施設の改築・移転改築（特に老朽化に伴う改築又は移転改築）を整備する場合は、定員の見直し及び地域移行にあったての中長期的な整備計画書（別紙22）の提出をお願いします。

- (3) 土地の選定について

創設（移転含む）の場合は、ハザードマップ等で、洪水浸水想定区域

など「災害の発生を警戒すべき区域」として指定された区域以外における施設整備が基本となります。

(4) 地域生活支援拠点等について

国・県ともに地域生活支援拠点等の整備及び機能強化を推進しているところです。地域生活支援拠点等の整備の場合は、市町村自立支援協議会との連携を図るとともに、その旨を明確に記載してください。

(5) 参考として、国通知「令和7年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」を送付しますので、国の整備方針を予め御確認ください。

(6) その他

提出いただいた調査票を県で精査し、国への協議を行います。例年、国からの内示は調査を行った翌年6月頃に示されます。(今回調査分については、令和8年6月頃)

今後、国への協議にあたって、別添「提出書類一覧」に記載の書類以外にも書類が必要となります。例年、国から短期間での書類の提出が求められますので、あらかじめ御了承ください。(協議時期は国からの指示による)

(参考)最近の補助採択事業

対象年度	採択事業の種別
令和3年度	・ 児童発達支援センターの創設 (2件)
令和4年度	・ 共同生活援助の大規模修繕 (1件) ・ 障害者支援施設の創設 (1件) (R4年度国補正予算対応分) ・ 障害者支援施設の大規模修繕 (1件)
令和5年度	・ 共同生活援助の創設 (1件)
令和6年度	・ 就労継続支援事業所の創設 (1件) (R6年度国補正予算対応分) ・ 障害者支援施設の創設 (2件)

別記

<すべての整備区分に共通>

- ・施設整備実施主体は、確実に自己資金の調達や建設用地の確保の見込みがあること。
- ・社会福祉事業の運営に実績があり、かつ、既設の社会福祉施設を適正に運営していること。
- ・単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。
- ・原則、単年度事業であること。

<創 設>

- ・障害者福祉計画等に基づき、利用者見込みに対して、サービスを提供する事業所・定員が少ないなど、必要性の高い地域における事業所の創設を優先するものとする。
また、必要性の高さについて、データ等で客観的に示せること。

<改 築>

- ・単に耐用年数の経過だけでなく、耐震性に問題があり利用者の安全の確保に支障をきたす、老朽化によって、具体的に利用者の支援に支障をきたす、等の理由により、喫緊に既存施設での処遇が困難になってきている施設の改築を優先するものとする。

<大規模修繕等>

- ・単に耐用年数の経過だけでなく、老朽化によって、具体的に利用者の支援に支障をきたしている、または、喫緊に利用者の支援に支障をきたす恐れのある社会福祉施設を優先するものとする。

<増 築>

- ・障害者福祉計画等に基づき、利用者見込みに対して、サービスの提供体制が少ないなど、必要性の高い地域における事業所の増築を優先するものとする。

(別紙 2)

令和 8 年度障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助事業等に係る
共同生活援助の優先整備対象について

令和 8 年度障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助事業等の要望調査について、共同生活援助（グループホーム）の整備におきましては、県内の整備状況や厚生労働省の整備方針などを踏まえ、下記の項目に該当する事業を優先する予定です。

該当する項目がある場合は、調査票の提出にあたり様式第 2 号－2 の「3. その他」欄にその旨記載してください。なお、事業内容を確認するために追加書類等の提出を求める場合がありますので、御承知置きください。

記

- 1 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- 2 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕及び移転改築等の整備を図るもの
- 3 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備を行うもの
- 4 市町村の地域生活支援拠点等として整備するもの
- 5 強度行動障害者、長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのため整備を図るもの

担 当：地域生活支援係
電 話：027-226-2638